

公益認定等委員会への諮問を要しない事項について

令和7年5月23日
公益認定等委員会

下記について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「法」という。）第43条第1項ただし書に基づき、諮問を要しないものと認める。

記

・法第43条第1項第1号に掲げる法第11条第1項の変更の認定の申請に対する処分をしようとする場合のうち、行政庁において、同項第1号に掲げる変更（行政庁の変更を伴うものに限る。）のみを内容とする申請（法第5条各号に掲げる基準への適合性について、公益認定等委員会で特に審議すべきと認められるものを除く。）であることを確認したもの

行政庁の変更を伴う公益目的事業を行う区域の変更認定申請を
委員会への諮問を要しない事項とすることについて

令和 7 年 5 月 23 日
内閣府公益認定等委員会事務局

1 制度概要

公益法人は、行政庁の変更を伴う公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）（以下「行政庁の変更」という。）をする場合、変更認定申請を行い、変更後の行政庁の認定を受けなければならない（公益法人認定法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条及び公益法人認定規則第 9 条第 1 号及び第 2 号）。具体的には、単一の都道府県内で公益目的事業を行っていた法人が、複数の都道府県に事業の範囲を拡大する場合（京都府内→京都府及び滋賀県内、京都府内→全国など）などに、内閣総理大臣に行政庁の変更の認定申請が行われる。

内閣総理大臣は、変更の認定をする場合、内閣府公益認定等委員会（以下「委員会」という。）が不要と認めるものを除き、委員会に諮問しなければならない（公益法人認定法第 43 条第 1 項第 1 号）。委員会への諮問については、申請をした法人が欠格事由に該当する場合などには、行政庁において客観的な判断が可能であることから、諮問を経ずに処分（不認定）することとなるが、この他にも、事務の合理化の観点から、申請の内容により、委員会における審議が不要であると認められる案件についても、委員会の判断で諮問を不要とすることが制度上認められているものである。

2 御検討いただきたい内容

公益認定基準は、行政庁を問わず一律であり、事業内容の変更を伴わないのであれば、通常、行政庁が変わることで、当該法人の公益認定基準への適合性が変わるものではないと考えられるが（※1）、行政庁の変更については、処分権者である行政庁が変わることになることから、「変更届出」とはせず、変更後の行政庁で「認定」を行うこととされている。

そのため、公益法人が行政庁の変更のみを行うのであれば、変更認定申請時においても当該公益法人は、引き続き、公益認定基準に適合しているものとして取り扱うことが可能であり、認定を行うために、委員会において審議が必要となる内容はないものと考えられる（行政庁において、適切な申請となっているか等の

形式を確認すれば足りる)。

以上より、処分の迅速化等の観点から、行政庁において「行政庁の変更のみを行う申請（公益認定基準への適合性について、委員会で特に審議する必要があるものを除く。）」と確認できた申請(※2)については、委員会への諮問を要しない事項と整理してはどうか(※3)。

(※1) 行政庁によって公益認定基準の当てはめが異なり得る場合としては、法人がその行政庁における地域特性を前提とした公益目的事業を実施している場合（他の地域や全国では、前提となる地域特性が異なる場合）などが考えられる。

(※2) 法人が変更前の行政庁の範囲内で実施することが前提となる公益目的事業を実施していれば、事業を他の地域で行うからには、事業内容の変更が必要となり、「行政庁の変更のみを行う変更認定申請」には当たらない。

行政庁の変更のみを行う変更認定申請がなされた場合には、行政庁において法人の事業内容等を確認し、事業内容の変更が伴うべきものと判断されれば、法人に再申請の依頼を行う。再申請に応じれば、諮問を要しない事項からは外れ、応じない（法人が行政庁の変更のみでの審査を希望する）場合には、行政庁において「行政庁の変更のみを行う変更認定申請」との確認ができなかった申請として、委員会へ諮問する事項となる。

(※3) なお、都道府県知事は、変更の認定をする場合、合議制の機関が政令で定める基準に従い不要と認めるものを除き、合議制の機関に諮問しなければならない、とされている（公益法人認定法第 51 条による読み替え後の第 43 条。）が、当該政令は定められていない。都道府県知事へなされる行政庁の変更（内閣府から都道府県知事（又はある都道府県知事から他の都道府県知事）への行政庁の変更）の申請は、公益目的事業を実施する範囲（受益の範囲）の縮小等となることから、当該政令を検討する場合には、内閣総理大臣になされる申請とは異なる観点からの整理が求められる。

3 今後の対応

上記 2 の内容について御了承いただければ、委員会として別紙を決定することとしたい。なお、今後、委員会への諮問を経ずに行政庁の変更を行う案件については、変更認定処分後に委員会へ御報告することとしたい（公益法人認定法第 45 条第 3 項第 1 号）。

(以 上)

参照条文

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（抄）
（変更の認定）

第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

一 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）

二 （略）

2 前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

3 （略）

4 第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。

第十二条 行政庁の変更を伴う変更の認定に係る前条第二項の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該変更の認定をしたときは、変更後の行政庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（委員会への諮問）

第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見

（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）

二 （略）

2・3 （略）

(内閣総理大臣による送付等)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

二～五 (略)

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）（抄）

(軽微な変更)

第九条 法第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 行政庁が内閣総理大臣である公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更（定款で定めるものに限る。）又は事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）であって、当該変更後の公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所が二以上の都道府県の区域内であるもの

二 行政庁が都道府県知事である公益法人の事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）であって、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるもの

三 (略)

(変更の認定の申請)

第十条 法第十一条第一項の変更の認定を受けようとする公益法人は、様式第二号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第七条第二項各号に掲げる書類のうち、変更に係るもの及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該変更を決議した理事会の議事録の写し

二 当該変更が合併又は事業の譲渡に伴う変更である場合には、その契約書の写し

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3・4 (略)